

**旧須加小学校跡地・旧北河原小学校跡地利活用事業
基本協定書
(案)**

行田市

目次

(定義)	3
(目的)	3
(当事者の義務)	3
(用途変更手続き)	4
(準備行為)	4
(地元説明会)	4
(本件契約の不締結)	4
(本件契約不調の場合の処理)	5
(有効期間)	5
(秘密保持)	5
(本協定事項以外の事項)	6
(管轄裁判所)	6
(準拠法・言語)	6
別紙1 物件表示	8
別紙2 構成員の役割（例）	9

行田市（以下、「甲」という。）と、代表企業〔代表企業名〕、構成員〔構成員名〕及び構成員〔構成員名〕（以下、総称して「乙」という。）は、旧須加小学校跡地・旧北河原小学校跡地利活用事業（以下、「本事業」という。）に関し、以下の条項により基本協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定は、公募資料、回答書、事業者提案及び契約等と一体を成すものとし、本協定において別段の定義なく使用された用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、公募資料において定義された意味を有する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公募資料」とは、本事業に関する、令和●年●月●日に甲が公表した旧須加小学校・旧北河原小学校跡地利活用事業者募集実施要領、要項及び様式集をいう。
- (2) 「回答書」とは、令和●年●月●日に甲が公表した旧須加小学校跡地・旧北河原小学校跡地利活用事業者募集実施要領に基づく質問に対する回答をいう。
- (3) 「事業者提案」とは、公募資料の規定に従い、乙が甲に対して提出した本事業に関する提案の一切をいう。
- (4) 「本物件」とは、公募資料及び事業者提案により乙が本事業において運営し、維持管理を行う学校施設をいう。
- (5) 「本件契約」とは、甲と乙との間で後日締結を予定している建物賃貸借契約をいう。

（目的）

第2条 本協定は、本事業に関し、乙が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選定されたことを確認し、本件契約を、甲と乙とが締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるとともに、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続に係る甲と乙との間の了解事項を確認することを目的とする。

2 甲及び乙は、事業者提案の内容を具体化するため互いに協力するものとし、甲又は乙が本事業の実施に係る申入れを行った場合は、互いに誠実に協議に応じることとする。

（当事者の義務）

第3条 甲及び乙は、本協定締結後、令和●年●月●日までに、公募資料、回答書及び事業提案書の内容を踏まえた本件契約を締結するために誠実に協議を行う。

(用途変更手続き)

第4条 事業者提案が都市計画法に基づく用途変更の手続きを要する場合は、本件契約の締結前に甲が当該変更に係る協議を実施するものとし、乙は、事業者提案に基づく事業計画作成等の協力をを行うものとする。

(準備行為)

第5条 乙は、本件契約の締結前にも、自己の費用と責任において本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に協力するものとする。

(地元説明会)

第6条 甲は、本件契約締結までに、地域住民に対し提案事業についての説明会を開催するものとし、乙は当該説明会に参加し、旧●●小学校跡地の活用内容等について説明しなければならない。

- 2 前項の説明会において説明した内容を地域住民に十分理解されたと甲が承認したことを持って前項の義務が履行されたものとする。
- 3 第1項及び第2項の説明会にかかる開催費用は甲の負担とし、乙が説明会に参加するに当たって必要な費用は乙の負担とする。

(本件契約の不締結)

第7条 第3条の定めにかかわらず、甲と乙との間で本件契約が締結されるまでに乙又は乙が事業提案書において提案した者が本件に関して次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、乙に対し、本協定を解除し、又は本件契約を締結しないものとすることができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第61条第1項の排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独占禁止法第62条第1項の納付命令が確定したとき。
- (3) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、独占禁止法第89条第1項若しくは刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。
- (4) 行田市建設工事請負等指名競争入札参加者の資格等に関する規則（平成9年規則第1号）第14条に基づき、資格者名簿から抹消されたとき。
- (5) 第4条に掲げる用途変更の協議が認められず、本事業の実施が困難となったとき。
- (6) 事業者提案に基づく借受希望価格が議会により否決され、本事業の実施が困難となったとき。

(7) 公募資料その他、本事業の公募手続で甲が定めた参加資格を欠いたとき。

(本件契約不調の場合の処理)

第8条 甲と乙との間で本件契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

2 乙が第7条第5号及び第6号を除く各号のいずれかに該当する場合又は乙が自らの責めに帰すべき事由により本件契約を締結しない場合には、甲は、公募資料の貸付基準額に基づく月額賃料と事業者提案に基づく月額賃料のいずれかの高い方の年額分(12か月分)に相当する金額を違約金として乙に請求できるものとし、乙は、甲の請求があり次第、当該請求において定められた金額の違約金を甲に支払うものとする。

なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について乙に対する損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結日から、本件契約書を締結した日を満了日とする。

2 前項の定めにかかわらず、第7条の各号により本件契約の締結に至らない場合は、本件契約の締結不調を甲が乙に通知した日をもって本協定は終了するものとする。
3 本協定の終了後も、第8条及び第10条の定めは有効とし、当事者を拘束し続けるものとする。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する事項について知り得た情報につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと、及び本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 本協定締結前に、既に自ら保有していた場合
- (2) 公知であった場合
- (3) 本協定に関して知った後、自らの責めによらないで公知になった場合
- (4) 本協定に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
- (5) 裁判所により開示が命じられた場合
- (6) 乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合

- (7) 甲が議会に開示する場合
- (8) 甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
- (9) 甲が行田市情報公開条例（平成15年条例第21号）に基づき開示する場合
- (10) その他甲又は乙が法令に基づき開示する場合

(本協定事項以外の事項)

第11条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本協定は、日本国の法令に従い解釈され、本協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、さいたま地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法・言語)

第13条 本協定については準拠法を日本法とし、日本語により作成される。

以上

本協定締結の成立を証するため、本書2通を作成し、各自署名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和●年●月●日

甲 埼玉県行田市本丸2番5号
行田市長 行田 邦子

乙1 (住所)
(代表企業名)
(代表者名)

乙2 (住所)
(構成員企業名)
(代表者名)

乙3 (住所)
(構成員企業名)
(代表者名)

別紙1 物件表示

【土 地】

所在地番	地目	登記地積(m ²)
		m ²

【建 物】

建物名称	構造・階数	延床面積(m ²)
		m ²

別紙2 構成員の役割（例）

1. 代表企業の役割

代表企業	●●●●●株式会社
代表企業は、本協定、契約等、公募資料及び事業者提案に従い、本事業の統括を行う。	

2. 構成員の役割

構成員 1	●●●●●株式会社
構成員 1 は、本協定、契約等、公募資料及び事業者提案に従い、○○を行う。	

構成員 2	●●●●●株式会社
構成員 2 は、本協定、契約等、公募資料及び事業者提案に従い、○○を行う。	

構成員 3	●●●●●株式会社
構成員 3 は、本協定、契約等、公募資料及び事業者提案に従い、○○を行う。	